

平成29年3月28日条例第10号

木津川市空家等対策協議会設置条例〈改正後全文〉

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、木津川市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例(令和3年木津川市条例第10号。以下、「条例」という。)第2条第5号に規定する特定空家等又は同条第6号に規定する特定空住戸等に係る認定並びに行政指導及び不利益処分に関すること。
- (4) 条例第2条第3号に規定する管理不全空家等又は同条第4号に規定する管理不全空住戸等に係る行政指導に関すること。
- (5) その他市長が空家等対策の推進に必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員及び市長(以下「委員等」という。)をもって組織する。

2 委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合は、市長は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の理由が生じた場合は、市長は、委員の委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、任期満了後も後任者が委嘱されるまでは、その職務を行う。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、市長又は市長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が就任するまでの間は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員等の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、出席、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前条第4項の規定により、協議会の会議に出席した者は、協議会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

